

**令和7年度岩美町地域おこし協力隊募集公告
(観光振興)**

次のとおり、岩美町地域おこし協力隊員の募集を行います。

令和7年6月11日

岩美町長 長 戸 清

記

1. 目的

鳥取県岩美町は、鳥取県の最も東側、兵庫県との県境に位置し日本海に面する人口約11,000人のまちです。海、山、温泉など豊富な観光資源や農水産物をはじめとする地場産品、アニメロケ参考地の特徴を活かした観光地づくりに取り組んでいます。

インバウンドの拡大や観光需要の変化への対応が求められる昨今において、今後さらに地域の観光産業を盛り上げ、持続可能なものとしていくためには、魅力向上や価値創出を推進する取り組みが必要です。

そこで、岩美町の更なる観光振興を図るため、新たな視点や発想による既存事業のブラッシュアップや岩美町ならではの新しい観光メニューの企画提案等のほか、岩美町の観光における各種課題の解決等に取り組む地域おこし協力隊を下記のとおり募集します。

2. 募集人数

主な業務内容	人 数
観光協会経営改善等業務	1 名
旅行商品企画開発等業務	1 名
計	2 名

3. 業務内容

【共 通】

- ①観光客誘致にかかる活動
- ②岩美町観光協会HPの更新・管理及びSNSを活用した情報発信等
- ③その他、観光振興のための活動

【観光協会経営改善等業務】

- ①収益事業の拡大に向けた企画提案
(既存のイベントや観光事業を見直して稼げる仕組みをつくる活動)
- ②岩美町観光協会の経営強化に向けた企画調整
(物販・レンタサイクル事業の強化のほか、収入源となる新たなサービスや商品等を造成する活動)

※上記を基本とし、応募者の特技や特性を考慮して活動内容を話し合います。

【旅行商品企画開発等業務】

- ①新たな旅行商品の企画開発
- ②観光関連イベント等の企画運営

※上記を基本とし、応募者の特技や特性を考慮して活動内容を話し合います。

3. 募集対象者の条件

- ①活動開始時点でおおむね20歳から40歳までの方
- ②区域の全部又は一部が、過疎、山村、離島、半島等の地域（条件不利地域）に該当しない市町村（政令指定都市の場合は、条件不利地域外であれば可）に在住しており（他の地方公共団体で地域おこし協力隊として委嘱された経験のある方を除く。）、岩美町地域おこし協力隊員として着任するまでに岩美町へ住民票を異動することができる方
- ③心身ともに健康で明るく、何事にも前向きに挑戦する意欲がある方
- ④地域住民、関係者と積極的にコミュニケーションをとることができ、関係者と連携しながら地域活性化に取り組む意欲のある方
- ⑤任期終了後も岩美町に定住する意思のある方
- ⑥普通自動車免許を取得している方（委嘱までに取得を予定している方を含む。）
- ⑦Word、Excel、インターネットなどの基本的なパソコン作業ができる方
- ⑧地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方

4. 活動拠点

岩美町観光協会（鳥取県岩美郡岩美町浦富783-8）

5. 雇用形態及び期間

- ① 岩美町地域おこし協力隊として町長が委嘱し、町が実施する岩美町地域おこし協力隊設置業務（以下「委託業務」という。）の受託事業者が雇用します。
- ② 委嘱期間は、令和7年4月1日以降の委嘱日（活動開始日）から令和8年3月31日までとし、年度毎に協議の上、最長で令和10年3月31日まで更新可能とします。ただし、地域おこし協力隊としてふさわしくない行為があったと判断した場合等については、雇用期間中であっても解雇することがあります。
なお、委嘱日は、応募者と協議した上で決定します。

6. 勤務条件等

（1）報酬

月額 291,600円（賞与はありません。）

※委託業務の受託事業者が支給します。

（2）勤務日・勤務時間

活動日数は、原則として週5日とします。活動時間は、原則として週35時間とします。

勤務形態は、隊員を雇用する受託事業者の定めるところによりますが、休日や時間外に活動した場合は振替休暇とします。

（3）有給休暇

年間12日（年間84時間） ※ただし、初年度は委嘱日によって変動します。

（4）待遇及び福利厚生

- ① 岩美町内にある空き家又は民間賃貸住宅等に居住される場合、賃貸料について委託業務の範囲内で受託事業者が負担します。

※家賃は61,000円（共益費、駐車場使用料込）を上限とし、超過分については個人負担とします。また、転居費用、光熱水費、その他の生活費は個人負担とします。

- ② 社会保険（雇用保険、厚生年金、健康保険）に加入します。

- ③ 活動に必要な経費は、委託業務の範囲内で受託事業者が負担します。

7. 応募方法及び受付期間

- (1) 応募方法 次の提出書類に必要事項を記入して写真を貼付の上、PDF データにより下記応募先まで電子メールで提出してください。※提出されたデータは、本選考のため以外には使用しません。
- ①応募用紙（町ホームページからダウンロード）
 - ②自己PR用紙（町ホームページからダウンロード）
- (2) 受付期間 募集定員に達するまで（募集定員に達した時点で受付を終了しますので、電話、メール等で事前に確認していただくことをお勧めします。）

8. 選考方法

- (1) 事前相談
応募後、着任後のミスマッチを防ぐため、個別に日程調整の上、対面又はオンラインにて事前相談を実施します。審査ではありませんが、選考の参考にする場合があります。
- (2) 第1次選考（書類選考）
応募書類を審査し、1週間程度で結果をメールで通知します。
- (3) 第2次選考（面接審査）
第1次選考の合格者と日程調整の上、以下のとおり面接を行います。
- ①日 時 随時（応募者が試験場所に来訪できる日程を考慮して調整します。）
 - ②場 所 岩美町役場（鳥取県岩美郡岩美町浦富 675 番地 1）
 - ③結 果 面接終了後2週間以内に結果をメールで通知します。

9. 応募先・問い合わせ先

岩美町役場商工観光課

所在地 〒681-8501 鳥取県岩美郡岩美町浦富675-1

電 話 0857-73-1416 F A X 0857-73-1524 電子メール kankoul@iwami.gr.jp